別表第六（第三十条の二十八の三関係）

| 項 | 式 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| | 備考<br>（略）<br>A　（略）<br>B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数<br>一　高度急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率<br>二～四　（略）<br>C$_1$～E　（略） |

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

| 項 | 式 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| | 備考<br>（略）<br>A　（略）<br>B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数<br>一　高度急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率<br>二～四　（略）<br>C$_1$～E　（略） |

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第六十九号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （自立支度金の額）<br>**第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。<br>一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万四千八百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万二千四百円）<br>二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額<br>イ　二以下　十六万三千九百円<br>ロ　二・五以上三・五以下　八万千九百五十円 | （自立支度金の額）<br>**第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。<br>一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万四千円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万二千円）<br>二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額<br>イ　二以下　十六万三千百円<br>ロ　二・五以上三・五以下　八万千五百五十円 |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。